

# 神石高原町教育振興計画

(平成 29～令和 6 年度)

平成 29 年 3 月

令和 3 年 3 月改訂

神石高原町教育委員会

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 1 新しい教育行政施策策定の趣旨 . . . P2
- 2 教育を取り巻く環境
- 3 本町の教育振興計画の位置づけ . . . P3
- 4 本町教育行政施策の検証と課題 . . . P4
- 5 新しい教育行政施策策定の視点 . . . P8

### 第2章 基本構想

- 1 基本理念 . . . P10
- 2 新しい教育行政施策策定の考え方及び期間
- 3 教育行政施策の名称について
- 4 本町の教育振興計画と他の関連計画等との関係 . . . P11
- 5 施策の体系 . . . P12

### 第3章 施策の実施

- 1 生涯にわたり輝く人材を育む学びの推進 . . . P13
- 2 一人ひとりを大切にする社会の形成 . . . P17
- 3 豊かな自然と文化の継承・振興 . . . P18

用語の説明 . . . P20

神石高原町教育行政施策策定委員会設置要綱 . . . P23

神石高原町教育行政施策策定委員会委員名簿 . . . P24

## 第1章 はじめに

### 1 新しい教育行政施策策定の趣旨

平成16年11月、神石郡4町村が合併して誕生した神石高原町は、「人と自然が輝く高原のまち」を将来像に掲げ、住民と行政の協働により、誰もが快適な環境の中で、健康で生きがいのある豊かな生活を営むことのできる町の実現を目指し様々な施策に取り組んできました。

人口減少社会の到来と少子高齢化、グローバル化<sup>#1</sup>の進行や東日本大震災を契機とした自然災害とエネルギー政策に対する不安、経済の停滞など、我が国を取り巻く情勢は大きく変化しています。

中山間地域にある本町においては、過疎高齢化が一段と進み、持続可能な町づくりが喫緊の課題となっています。

本町の教育行政施策は、国の中長期的な教育行政の基本計画である教育振興計画の神石高原町版にあたります。

本町の最初の教育行政施策は、町の新町建設計画及び長期総合計画を踏まえ、合併時に10年間を見据えて計画を策定し、平成26年度の一部改訂、計画期間の3年の延長を経て平成28年度までの計画期間として実施してきました。

今回、その計画期間が終了することから、新しい教育行政施策を策定することになったものです。

### 2 教育を取り巻く環境

国内では、就労人口の減少、グローバル化の進展、情報イノベーション<sup>#2</sup>等による産業構造の変化は、将来、大人になっていく子供たちの職業観を劇的に変えていく可能性があります。また、人と人との関わりが希薄になり、家族の形態やライフスタイルが多様化する昨今、いじめや不登校の問題、教育上特別な配慮を要する児童・生徒への支援、安心安全な教育環境づくりなど、教育に対する課題や要請は一層高まっています。

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、新しい教育委員会制度のもと、本町においても、これまでの教育長と教育委員長を一本化した新教育長の設置、町長と教育委員会の協議の場である「総合教育会議」の開催、「教育大綱」の策定等がなされ、権限と責任をより明確にした教育行政を推進しているところです。

### 3 本町の教育振興計画の位置づけ

国

- 教育振興基本計画（H20～24）  
→教育基本法に基づき政府が策定する総合計画  
※平成20年4月の中教審答申により国が示す基本計画（教育振興基本計画）を参考として、地方公共団体には策定努力義務が課せられた。
- 第2期教育振興基本計画（H25～29）
- 第3期教育振興基本計画（H30～）

広島県の教育振興計画

- 「元気挑戦プラン」後期実施計画（H21～22）
- 「ひろしま未来チャレンジビジョン」（H22～31）
- 広島県教育委員会主要施策実施方針（H28～32）  
※広島県版「学びの変革」アクションプラン（H26～31）

神石高原町の長期計画

- 「新町建設計画」（H16～25）  
→平成16年、神石郡4町村の合併時に策定
- 「神石高原町長期総合計画」（H19～28）  
→本町のまちづくりの指針となる町の最上位計画
- 「過疎地域自立促進計画」（H22～27）  
→過疎地域自立促進特別措置法に基づく計画。  
※町の長期総合計画を補完するもので、特定の政策課題に対応した個別計画
- 「神石高原町総合戦略」（H27～36）  
→「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略
- 「神石高原町第2次長期総合計画」（H29～36）  
→新たな長期総合計画として平成28年度に策定  
※町総合戦略の策定期間を踏まえ8年間の計画

神石高原町教育委員会

- ◎「神石高原町の教育行政施策」（神石郡教育委員会連合会、H16～25）  
→町の教育振興基本計画 H16策定の新町建設計画に併せ策定
- ◎「神石高原町の教育行政施策」（改訂版、H26～28）  
※町の長期総合計画（第1次）が満了するH28年度に合わせ3年延長  
↓  
平成29年度からの新しい教育行政施策を策定  
※神石高原町第2次長期総合計画に合わせ8年間の計画

## 4 本町教育行政施策の検証と課題

新しい教育行政施策の策定にあたり、この12年間の本町の教育行政施策の検証と課題について総括しました。

総括にあたっては、現在の教育行政施策の主要課題、教育委員会「事務の点検・評価報告書」及び教育行政施策策定委員会で出された意見を踏まえ次のとおり整理しました。

### (1) いきいきとした人を育む生涯学習の推進

#### ア 家庭・地域の教育力の向上

子育て支援センターを中心とした支援、シルバーパートナーセンターやスポーツ少年団等の地域団体が担い手となる放課後の子ども教室や児童クラブ、保育所や幼稚園、学校での保護者研修、PTA研修など、家庭や地域における教育活動の場はあるものの、親同士の交流は希薄化しており、地域コミュニティへの参加は必ずしも活発であるとは言えない現状があります。

子供の社会性を育むためには、まずは親や保護者自身の社会性を涵養し、それに対する意識を高めていく教育が一層重要になると考えられ、そのためには、家庭・学校・地域がはっきりした同じベクトル<sup>#3</sup>をもち、中期的・長期的な目標を定めて、一体となった活動を進めていく必要があります。

#### イ 学校教育の充実

##### (ア) 確かな学力の向上

広島県基礎・基本定着状況調査や全国学力・学習状況調査などの結果から、この12年間で児童・生徒の基礎的な学力は着実に定着しており、学力の向上については一定の成果が見られます。

しかし、活用力・応用力や自ら課題を発見・解決していく意欲は十分に育っているとは言えず、今後の課題となっています。

複式学級解消の対策は、非常勤講師の配置により一部の教科について単式授業を展開してきました。

特別な配慮を必要とする子供に対する支援については、保育所・幼稚園との連携を密にし、教育支援委員会体制の充実を図るとともに、一部の学校では特別支援学級にICT<sup>#4</sup>を活用した授業支援システムを導入するなどの施策を行ってきました。

##### (イ) 豊かな心や健やかな体の育成

不登校の児童・生徒への対応は、未然防止と学校復帰を目指した指導と支援の視点から取り組んできましたが、中学校では不登校の生徒が増加傾向にあり、スクールカウンセラー<sup>#5</sup>や子育て支援ネットワーク等との連携による家庭支援が一層重要なとなっています。

また、いじめの根絶に対しては、いじめを受けている児童生徒の立場に立ち、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で取り組んできたところです。

問題行動等に関しても、組織的な生徒指導体制の確立についての研修を実施するとともに、担任・生徒指導主事による家庭訪問の実施など早期の対応を図ってきました。

体力の向上については、健康を維持することをはじめ、意欲や気力といった精神面の充実が大きく関係しています。

各学校においては自校の課題を設定し、体育の授業や業間体育<sup>#6</sup>等で発達段階に応じ、継続的な指導を行ってきた成果もあり、全国体力テストの結果で、小中学校とともに殆どの項目で県平均を上回っています。

今後は、中学校の部活動等において、各種大会等、対外試合の場での成績向上への取組も必要と思われます。

食育の推進は、近年の（家庭も含めた）児童生徒の食生活をめぐる環境の大きな変化に伴う栄養の偏りや不規則な食事による肥満、生活習慣病の増加など、現代の社会情勢の中で重要な役割を担っていることから、栄養教諭を中心に「食」に関する知識や「食」を選択する力を養う教育を行ってきました。

また関係機関との連携による地産地消の推進をもとにした「神石高原ランチ」は毎学期ごとに提供し、児童生徒や保護者からも好評を得ています。

#### (ウ) 教育の質の向上と信頼される学校づくり

小中高教職員で構成する町教育研究会の活動を中心に、児童・生徒の学ぶ意欲を高める自主的・創造的な教育研究活動を行ってきました。

教職員の資質向上の取組については、教育委員会と学校が連携し、教務主任をはじめとする、各種主任・主事の機能化や授業力向上に向けた研修、教職経験に応じた研修を実施してきました。今後も継続的に教職員の資質向上に取り組み、人材育成を図っていく必要があります。

開かれた学校を目指した取組については、学校だよりの発行、学校評議員・学校関係者評価委員会の開催やホームページの更新状況などから、学校からの情報発信は一定の取組が図られてきました。

これからは地域から学校への積極的な参画も必要と考えられます。

#### (エ) 教育環境整備

町教育委員会では、町内の小中学校の再配置及び教育環境のあり方について、学校再配置検討委員会の答申を受け、神石・三和地区の3小学校を統合し三和小学校を、また、油木・神石・豊松地区の3中学校を統合し寄宿舎を併設する神石高原中学校を新設し、町内の小中学校は、来見、三和、神石、油木及び豊松の5小学校、中学校は三和及び神石高原の2中学校体制となりました。

これにより、当面の学校再編計画は完了しましたが、遠距離通学による学校教育活動への影響やスクールバスの運行体系の複雑化などの課題や、今後の児童・生徒数の減少などから、新たな学校の再編も検討していく必要があります。

町内の学校・体育館の耐震化は完了しましたが、引き続き、施設の外壁や体育館の天井など非構造部材の耐震化をはじめ、安心安全な教育環境整備を推進していく必要があります。

町内 2 中学校と広島県立油木高等学校による連携型中高一貫教育は、平成 26 年度から本格実施となりましたが、この間、推進委員会、支援会議を中心に中高一貫教育の充実と持続可能な中等教育システムの確立に向けた取組を行ってきました。中高連携教育及び油木高校の魅力づくりに対する関係者の満足度はいずれも約 80 %、油木高校入学者の入学率は目標値の 70 % 以上を、また地元率は概ね 60 % 以上を維持しており、取組に対し一定の成果が見られます。

しかし、今後、町内中学生の生徒数が減少していく中、持続可能な中等教育システムの確立には多くの苦難が予想されます。

## ウ 社会教育の充実

### (ア) 文化・芸術活動の推進

本町では、平成 20 年度から「教養のまち～神石高原町」を宣言し、「神石高原町読書活動推進計画」「子供読書活動推進計画」に基づき、身近に本に触れる環境づくり、講座の開設、図書館の利用についての啓発を行ってきました。

本と親しみ教養を高める取組として、シルトピアカレッジ図書館でのボランティアグループによる幼児・児童を対象とした「絵本のおはなし会」「おはなしコンサート」の開催や読書感想文コンクールを開催してきました。

シルトピアカレッジ図書館は、平成 28 年度から指定管理者制度が導入され民間事業者による運営となり、利用時間の延長や映画上映会の開催など、利用者へのサービスの向上が図られています。

芸術文化活動は町文化連盟を中心に行われ、やまなみ文化ホールを拠点として、クラシック音楽や観劇など様々な公演会、演奏会の開催や県民文化祭の共催をはじめ、小中学校への巡回演奏会の開催など、町民の芸術文化意識の醸成及び都市住民との交流を行ってきました。

### (イ) 教育環境整備

住民の生きがいづくりに寄与する地区公民館活動、教養の町の拠点となるシルトピアカレッジ図書館及び芸術文化の拠点となるやまなみ文化ホールは、住民の認知度も高く、生涯教育施設としての効用も高いと言えます。

反面、町内に 4 館ある歴史民俗資料館の活用は十分ではなく、資料等の保

管と活用の両面から住民に一段と開かれた資料館のあり方を考えていく必要があります。また、社会教育施設の老朽化も進んでおり、施設の計画的な改修・維持管理及び稼働率の面から費用対効果も課題となっています。

#### (ウ) 公民館を核とした生涯学習機会の提供

公民館は、地域住民が社会の一員として自ら学び、考え、行動する能力の向上を目指した「地域創造型の生涯学習拠点」として地域になくてはならない存在であり、社会教育法第20条に規定する社会教育施設です。

これまで公民館は、仲間づくりの場、学習と実践の場、健康づくりの場、文化の伝承・創造・発信の場として大きな役割を果たしてきました。

町文化連盟や中央公民館による総合文化祭での芸能発表や美術作品の展示や地域住民のニーズに応じた生活に密着した教室・講座やサークル活動の展開、生涯学習講座の開催など、公民館は地域の特色を持ち生活に役立つ学習の場として認知されています。

一方で、参加者や受講生が固定化する傾向にある講座もあり、幅広い世代の住民が参加できるような環境づくりが必要です。

本町には、都市部に見られる市民大学や民間のカルチャーセンター的な施設もなく、人的条件も十分とは言えない中で、自治振興会や旧町村単位で公民館がその一翼を担ってきました。

こうした中、町内4地区の公民館は、平成29年度から町内4地区の協働支援センターに包含され、新たなスタートを切ることになりました。

今後はより一層、幅広い住民層による協議を重ね、これまで以上に的確な住民ニーズの把握を行い、生涯学習活動を展開していく必要があります。

#### (エ) 生涯スポーツの推進

携帯電話やパソコン、ゲーム機器の急速な普及により外で遊ぶ機会が少くなり、子供の体力の低下が心配されています。

町体育協会やスポーツ団体は、高齢者の生きがいづくり、児童生徒を含めた住民同士の交流を図る場として大きな役割を担っています。

また、毎年開催される駅伝競走大会（三和地区）やクロスカントリー大会（神石地区）は町内外から多くの参加者が集まるスポーツイベントになっています。

今後は、健康寿命を延ばすスポーツ、スポーツを通した地域交流・世代間交流、子供たちの夢と未来を育む生涯体育の取組が必要と考えています。

同時に、これまでの取組の継続的な活動を行う上で、後継者の育成が急務となっています。

### (2) 人を大切にする社会の形成

人権教育に関しては、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が自

然に現れる人権感覚を育むことを目的として、人権学習推進実行委員会、公民館、自治振興会が中心となり、人権啓発映画（DVD）の上映等、学習資料による学習会の開催などの活動を推進してきました。

平成28年度には、公共施設への差別的な落書きがされる事案が発生し、あらためて人権尊重に関する取組の必要性が高まっています。

平和を希求する心を育む取組では、「黒い雨」読書感想文コンクールの開催や「折鶴献呈」、平和学習会を開催してきました。平和の尊さを次世代に語り継ぐ取組が必要です。

男女共同参画社会の実現については、担当部局との連携による研修会・講演会などの開催に取り組んできました。また、高齢者・障害者の社会参加については主に公民館活動を中心とした生きがい活動を行ってきました。

こうした教育環境づくりは、今後も継続的に行っていく必要があります。

### （3）豊かな歴史と文化の育成・振興

文化の向上や発展に寄与する文化財は、一度失うと二度と取り戻すことのできないものです。

文化財保護事業は、町内に存する有形無形の指定文化財を適切に保存し、後世へ伝える重要な役目を担っています。

近年、国内においても地震・風水害等の自然災害により貴重な文化財が損壊・消失する事例が発現しており、町内にある歴史民俗資料館など文化財の保存施設の老朽化対策を含めた文化財保護対策が急務と言えます。

町内にある多くの貴重な指定文化財を継承・保存し、観光資源としての活用を図るため、豊かな歴史と文化に対する専門的知識、見識をもつ人材の確保・育成が課題となっています。

## 5 新しい教育行政施策策定の視点

こうした課題等を踏まえ、新しい教育行政施策の策定にあたっては、次の視点に着目して基本構想を設定します。

### （1）神石高原町第2次長期総合計画をはじめとした、町の各種計画を踏まえた視点（教育に関連するもの）

#### ア 第2次長期総合計画の基本構想

「自然と歴史を生かした教育・文化のまちづくり」

#### イ 子ども・子育て支援事業計画<sup>#7</sup>の基本方針

「子供の保育、教育環境づくり」

「地域を挙げて子供を守り、育てる体制づくり」

ウ 男女共同参画推進基本計画の基本理念  
「誰もが尊重しあい 自立し 輝けるまち 神石高原町」

(2) 町の将来展望を踏まえた視点

- ・人口減少、児童生徒数の推移
- ・将来の神石高原町を担う人材の育成
- ・故郷を愛し、故郷に貢献する気持ちを持つ子供の育成
- ・10年、20年後を見据え、計画的に推進すべき施策

(3) グローバル社会に対応できる人材育成の視点

- ・幼児期から外国語に親しむことのできる機会の提供
- ・保幼小中高を通じた外国語教育の推進
- ・国際社会を生き抜く力の育成

(4) これまでの教育行政施策の継続性の視点

- ・検証と課題の整理から見える改善、改良が必要な施策
- ・継続及び拡充すべき施策

(5) 家庭・地域・学校の協働による教育の視点

- ・総合的な地域の拠点となる協働支援センターの始動
- ・コミュニティ・スクール<sup>#8</sup>など、学校と地域のつながりを強く意識した教育の推進

(6) 国・県の教育計画の動向からみた視点

ア 国の動向

- ・第2次教育振興計画（H25～29）
- ・大学入試制度改革
- ・小中学校での道徳及び小学校での英語の教科化
- ・教育の情報化加速化プラン（ICTを活用した次世代の学校）

イ 広島県の動向

- ・広島県版「学びの変革」アクションプラン（H26～30）
- ・ひろしま未来チャレンジビジョン（H27改訂版）
- ・広島県教育委員会主要施策実施方針（H28）

(7) 教育予算の効果的・効率的活用

- ・教育の質を低下させない教育行財政運営
- ・教育行政に関する施策の点検及び評価の充実
- ・関係部局との連携

## 第2章 基本構想

### 1 基本理念

新しい教育行政施策の策定にあたっては、本町の建設理念である「人と自然が輝く高原のまち」を踏まえて設定された現在の本町教育行政施策の基本理念「未来を拓く人と文化の創造」を継承します。

また、この理念に加え「神石高原町で生まれて、神石高原町で育つて良かつた」と、生涯を通じて故郷を愛し、故郷に貢献することのできる人材の育成を目指す意味を込めた副題を添え、次のとおりとします。

#### 未来を拓く人と文化の創造

～故郷（ふるさと）を愛する人材の育成を目指して～

### 2 新しい教育行政施策策定の考え方及び期間

教育行政施策は、町の最上位計画であるところの神石高原町第2次長期総合計画と整合を図ることが適切と考えます。

長期総合計画は、平成19年度から28年度までの10年間を第1次として策定され、第2次の計画が平成29年度から平成36年度までの8年間を期間として策定されることから、新しい教育行政施策もこれに合わせ、平成29年度から平成36年度までの8年間とすることとします。

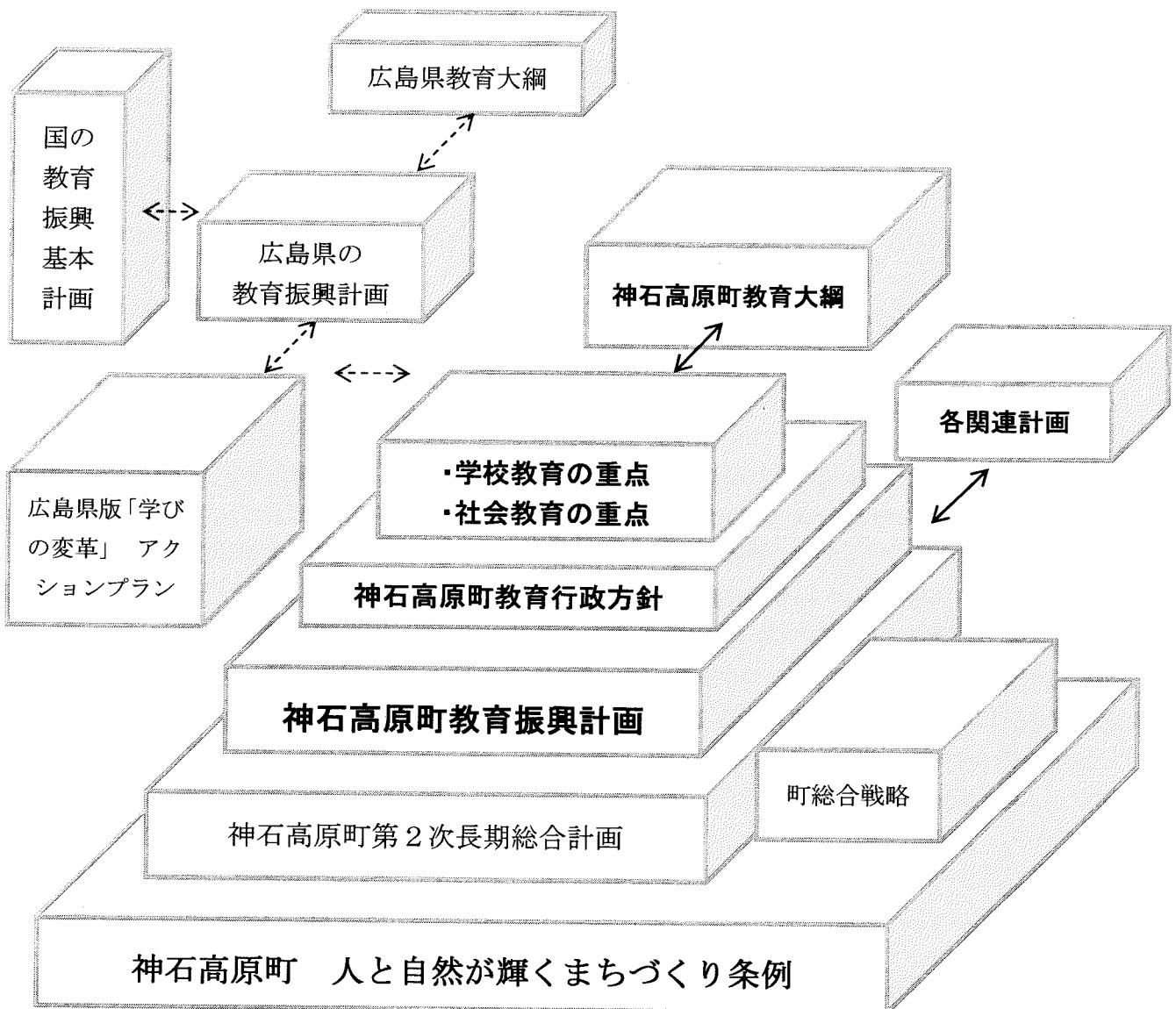
また、中間時の平成32年には施策を検証し、制度改正や時代のニーズに適応した施策の見直しを行います。

### 3 「教育行政施策」の名称について

「教育行政施策」が神石高原町の教育行政に関する長期計画であることを、より明確にするため、名称を「神石高原町教育振興計画」とします。

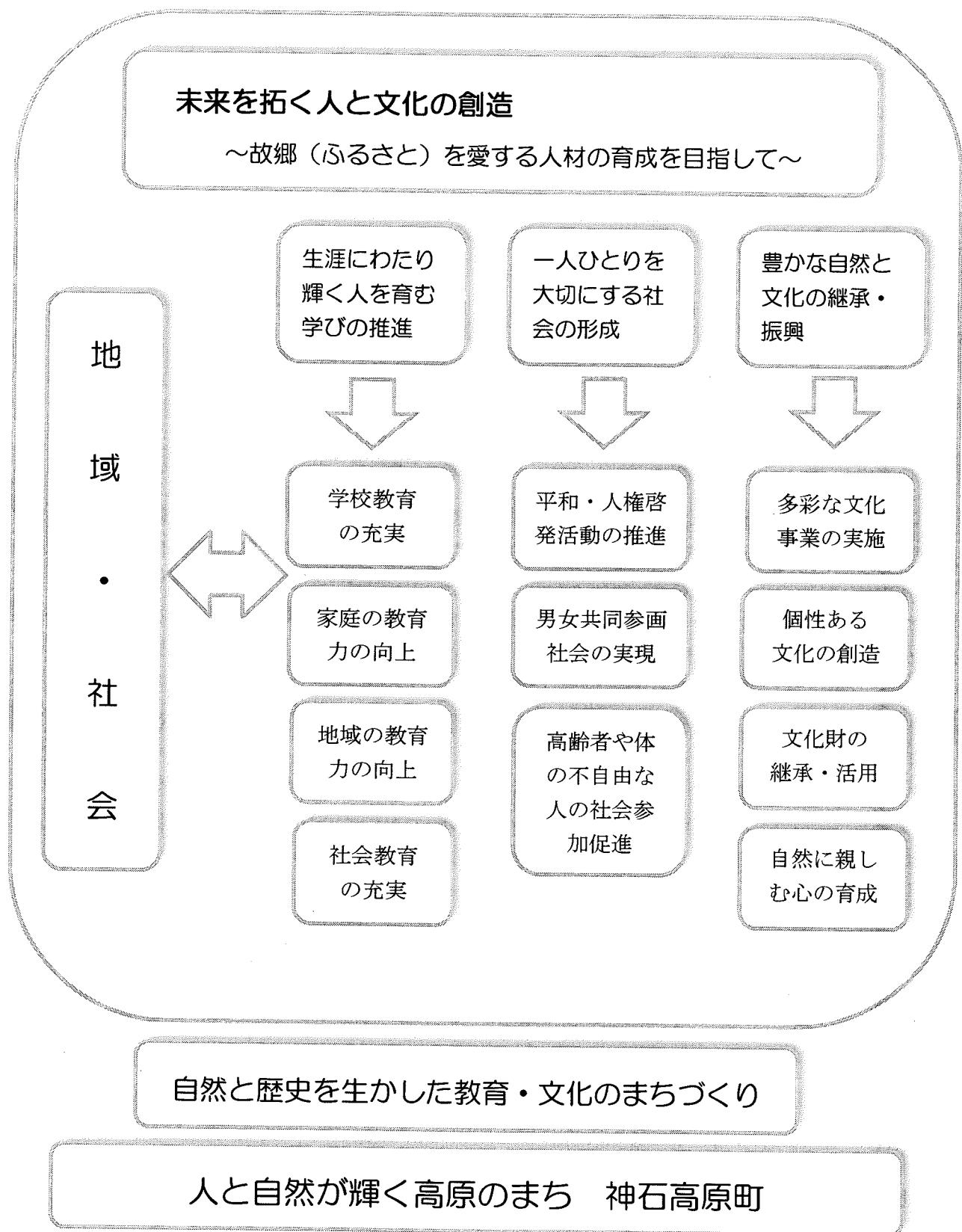
#### 4 本町の教育振興計画と他の関連計画等との関係

神石高原町教育振興計画と他の関連計画等との関係を図で表すと次のようなイメージとなります。



## 5 施策の体系

神石高原町教育振興計画の体系は次のとおりです。



## 第3章 施策の実施

### 未来を拓く人と文化の創造

～故郷（ふるさと）を愛する人材の育成を目指して～

#### 1 生涯にわたり輝く人材を育む学びの推進

##### (1) 学校教育の充実

子供たちの創造力と郷土愛を育み、急速に変化しつつある社会環境に柔軟に対応できる能力を養うため、確かな学力の定着・向上を図るとともに、これからの中を生き抜くために必要な資質・能力の育成を図ります。

また、異文化への理解を通して、あらためて地域の人、自然、歴史、産業、文化を振り返ることのできる心を育み、人を思いやる心やたくましく生きるための体力を培います。

こうした学校教育を推進していくために、地域に信頼され、学校と地域が双方向で子供たちを育むことができる学校づくりをさらに進めています。

また、「地域とともににある学校」を目指し、保護者や地域住民等と目標やビジョンを共有するとともに、コミュニティ・スクールを導入し、次の施策に取り組みます。

##### ア 確かな学力の定着・向上

###### (ア) 基礎・基本の習得と活用

- ・個に応じたきめ細かな指導（少人数指導・習熟度別指導）の充実
- ・授業力及び指導力の一層の向上

###### (イ) ことばの教育の推進

- ・読む、書く、聞く及び話す力の確実な定着と、思考力・判断力及び表現力の向上
- ・学校司書及び司書教諭を活用した読書活動の充実

###### (ウ) 自ら学び考え、主体的に行動し、創造する能力の育成

- ・「山・海・島」体験活動など自然と触れ合う体験型学習の充実
- ・児童生徒が自ら課題を見つけ、その解決に向け活動する「課題発見・解決学習」の推進
- ・習得した知識を生かした問題解決能力や論理的思考力の育成
- ・「総合的な学習の時間」を一層充実させ、問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組む能力の育成

###### (エ) 地域に学ぶ

- ・地域の自然や歴史、伝統文化に触れ、郷土を大切にする子供の育成

- ・農業、林業や畜産など地域の特徴ある産業を理解する学習の充実
- ・地域資源の教材化により調査・分析を通した体験学習の充実
- ・地域の先人に学ぶ機会の充実

(オ) 国際理解教育の推進

- ・異文化に対する理解と寛容性を持つことにより、あらためて自国の文化を振り返ることを意識した教育活動の展開
- ・幼児及び小中高連携による外国語教育の充実
- ・ALT（外国語指導助手）を活用した授業の充実及び拡充
- ・小学生を対象としたイングリッシュイマージョン プログラム等多彩な英語活動の開催
- ・中学生を対象とした海外短期研修等の実施
- ・NPO 法人など民間団体と連携した国際交流の推進
- ・国際バカロレア資格<sup>#9</sup>を意識した教育活動の展開

イ 学校教育の情報化の推進

- ・国の GIGA スクール構想<sup>#10</sup>と教育の IT 化<sup>#11</sup>に向けた環境の整備及び推進
- ・ICT を効果的に活用した言語学習の推進、
- ・ICT を活用したグループ学習等による授業の一層の充実
- ・子供の成長段階に応じた情報処理能力の開発
- ・ICT 支援員等の配置や ICT を活用した授業実践の情報交換等教職員の指導力向上のための支援
- ・情報モラル教育の徹底

ウ 豊かな心を育む教育の推進

- ・不登校、いじめなど問題行動に対する早期対応と取組の充実
- ・夢や目標に挑戦する心の育成
- ・命と平和の大切さを伝える教育の推進
- ・郷土や国を愛する心を育てる教育の充実
- ・社会性や豊かな人間性を育む社会奉仕活動の展開
- ・人として守るべきルールやマナーの習得や倫理観の確立

エ 特別支援教育の充実

- ・保健福祉部局と連携した早期教育相談体制の一層の充実
- ・幼稚園、保育所から高校まで連携した切れ目のない支援
- ・適切な交流教育の推進
- ・外部専門家との緊密な連携

オ 健やかな体力の育成

- ・自校の課題を発見、分析した上での体力目標の設定

- ・部活動や業間体育等による運動の推進、習慣化を通した体力づくり及び運動能力の向上
- ・保幼小中高の連携による健康教育の推進

カ 食育の推進

- ・学校給食の充実と給食を通じての食文化の理解・継承
- ・食に対する正しい知識と食習慣の習得
- ・「神石高原ランチ」の提供を通じた地産地消教育の推進及び支援

キ 信頼される学校づくり

- ・児童生徒、保護者がもつ教育ニーズの把握
- ・「学校における働き方改革」による教職員の資質向上
- ・人材育成計画に基づくOJT<sup>#12</sup>、主体的な研修の奨励及び研修の充実
- ・学校評価（自己評価等）の活用による地域に愛される学校づくりの推進
- ・学校からの積極的な情報発信と公開の実践
- ・教育の信頼感、安心感が伝わる情報の提供

ク 安心・安全な教育環境整備の推進

- ・学校施設非構造部材の耐震化の推進
- ・経年劣化により補修が必要となる学校施設の計画的な改修
- ・通学路安全対策の推進
- ・スクールバスの安全運行に係る啓発

ケ 乳幼児から高校生までを見据えた「神石高原町の教育」の推進

- ・町内の保育所や幼稚園と小学校の連携
- ・町立小学校と中学校の連携
- ・連携型中高一貫教育の推進

コ 連携型中高一貫教育の推進と持続可能な中等教育システムの確立

- ・中高交流授業や教職員交流など教科及び教科外、部活動連携
- ・体育祭、文化祭、英語暗唱大会及び次世代議会などの合同行事の開催
- ・神石高原町連携型中高一貫教育支援会議を中心とした中高一貫教育の広報、啓発活動及び講演会の開催
- ・油木高校を育てる会やHSJプロジェクト<sup>#13</sup>に対する支援
- ・各種検定料の補助

(2) 家庭の教育力の向上

家庭教育は子供の基本的生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和がとれた発達に重要な役割を担っていることを踏まえ、子育てや親子の学びをは

じめとする家庭教育の推進に向けた支援の一層の充実を目指し、次の施策に取り組みます。

ア 地域子育て支援センター等による支援

- ・多様化する家庭が抱える様々な課題や子供の発達段階に対応した支援体制の充実
- ・スクールソーシャルワーカー<sup>#14</sup>の配置

イ 多様な場を活用した学習機会の提供

- ・家庭教育、親子の育ちを支援する各種研修会、講座等の開催
- ・神石郡PTA連合会への支援、保健福祉等、関係部局との連携
- ・学習機会の提供だけでなく、参加への積極的な働きかけ
- ・「親の力を学び合う学習プログラム（親プロ<sup>#15</sup>）」を効果的に活用できるファシリテーターの養成・支援

ウ 家庭における情報の選択及び活用能力の向上

- ・スマートフォンなどインターネットやメディアから溢れる大量の情報を収集・分析し、正しく使いこなす能力（情報リテラシー能力）の向上

(3) 地域の教育力の向上

親子のコミュニケーション不足や経済的事情等による保護者や家庭の孤立を未然に防ぐため、学校、PTA、子育て支援センター等関係機関、協働支援センター、親プロファシリテーターなど、横軸の連携を図るシステムの構築を図り、「神石高原町の子供は神石高原町で育てる」ことを基本に、地域における人材の発掘・育成・活用の充実を目指し、次の施策に取り組みます。

ア 家庭・地域・学校が一体となり学び支えあえる環境づくり

- ・協働支援センターやコミュニティ・スクールによる協働の子育て支援機能の検討

イ 放課後子ども教室の充実

- ・幼児、児童の遊びと学びの場の拡充
- ・指導者などの人材確保、研修支援体制

ウ 青少年の健全育成

- ・青少年育成神石高原町民会議を中心とした児童生徒の登下校時の見守り体制の充実や各種育成クラブ等への支援
- ・児童生徒を取り巻く情報社会、環境に対する大人の側の意識啓発

(4) 社会教育の充実

中央公民館、シルトピアカレッジ図書館、協働支援センターが、それぞれの役割に応じ、住民の多様な文化・学習活動のニーズに対応し、住民が自発的・主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、学んだ成果が生かされる町の実現を目指し、次の施策に取り組みます。

ア 読書活動を通じた「教養のまち神石高原町」の確立。

- ・シルトピアカレッジ図書館を核とした多彩な行事等の実施
- ・「神石高原町読書活動推進計画」及び「子供読書活動推進計画」に基づく施策の展開
- ・ブックスタート#16やおはなし会など親子読書を通じての読書習慣の定着
- ・「子ども司書」養成講座の実施
- ・「おはなしコンサート」「絵本のおはなし会」等イベントの開催
- ・読書感想文コンクールの開催
- ・図書システムの効果的な利活用の促進
- ・学校図書館、学校司書等との連携

イ 社会教育施設等の環境整備

- ・中央公民館、協働支援センター、シルトピアカレッジ図書館をはじめとした施設の充実
- ・安心安全に利用できる施設の維持管理

ウ 学習機会の提供

- ・中央公民館及び協働支援センター内の生涯学習事業部門を核とした、住民のニーズに応じた各種講座等の開催及び主体的な学びの場の提供
- ・シルトピアカレッジ図書館、かがやきネット等の活用
- ・伝統文化や地域資源を活用した親子体験活動の開催

エ 生涯スポーツの推進

- ・子供の未来を育てる「アスリート育成」の視点をもった事業の展開
- ・スポーツを通じた地域間や世代間交流の推進
- ・誰もが楽しめるニュースポーツ#17の普及促進
- ・地域の体育協会やスポーツ推進員、保護者等による指導体制の充実

オ 生涯学習ボランティアの充実

- ・老若男女の立場を超える、主体的に参画できる意識の醸成及び場所づくり
- ・人材バンクの整備による人材の活用及び育成支援

## 2 一人ひとりを大切にする社会の形成

町民一人ひとりが、人として尊重され、誰もが平和で生き生きと暮らせる社会を形成していくという視点から、次の施策に取り組みます。

(1) 平和・人権啓発活動の一層の推進

- ・学校、家庭、地域における人権教育の推進
- ・人権啓発学習推進体制の充実と地域を中心とした住民学習の継続
- ・担当部局との協働によるヒューマンフェスタ<sup>#18</sup>の開催
- ・人権教育等に関する図書などの整備
- ・折鶴献呈、読書感想文コンクールなど、平和な社会を築いていく住民意識の啓発活動とその継続的な推進

(2) 男女共同参画社会の実現

- ・男女共同参画推進実行委員会に参画する関係部局・機関と連携し、男女が共に行う「子育て」の推進
- ・女性の社会参加の推進、各種審議会・委員会等への女性登用率の向上

(3) 高齢者・障害者の社会参加促進

- ・子供からお年寄りまで全ての世代が、また障害をもった人が安心し、生き生きと暮らせるような居場所づくり、人と人の交流の場づくりの支援

### 3 豊かな自然と文化の継承・振興

文化活動を通じた住民同士の関係構築は、町の一体感の醸成にとって極めて重要であると考えられます。同時に、新たな文化の創造・育成を図っていくことも、これから町の将来を担う次世代の町民のためにも、重要な視点であると考えられます。

そして、町内にある種々の文化遺産の保護・活用を図り、町の歴史を後世に伝えることも重要な町民の責務です。

また、地域の自然に親しむ機会をもち、自然に対する理解を深め、自然環境の適切な利用を図ることも、子供たちの将来のために私たちに託された責任であると考えます。

こうした観点から次の施策に取り組みます。

(1) 多彩な文化事業の実施

- ・神楽や神祇など地域の伝統芸能の継承・発展
- ・定期的な情報交換、講習会、交歓会イベント等の開催
- ・文化団体の活動に対する支援
- ・高いレベルの芸術文化を体験体感できる機会の充実
- ・町ホームページ、かがやきネット等による情報提供やイベント等の開催

(2) 個性ある文化の創造と発信

- ・新しい文化の創造を担う人材や団体の育成及び支援
- ・文化施設の充実及び地域間交流の推進
- ・様々な団体に対する活動の場の提供

(3) 文化財の保護・活用

- ・遺跡等の文化財の調査、研究、保存及び活用の推進
- ・文書及び民具資料の適切な保存
- ・歴史民俗資料館等の文化財関連施設の整備と活用

(4) 自然に対する理解を深める活動の充実

- ・協働支援センターと連携した各種地域活動の充実
- ・自然に親しむ行事等の開催

#の用語説明

## #1 グローバル化

→ 国家や民族などの境界を超えて、地球全体が一つとなる変動の過程

## #2 情報イノベーション

→ 情報技術革新

## #3 ベクトル

→ 物事の方向性・視点

## #4 ICT

→ 情報技術に意思疎通の重要性を加味した言葉。

Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略

## #5 スクールカウンセラー

→ 教育機関において、心理相談業務に従事する専門家

## #6 業間体育

→ 「業間」は、授業や作業の合間をいう。業間体育は、学校において授業と授業の合間に使う運動のこと。

## #7 子ども・子育て支援事業計画

→ 子ども・子育て支援法及び次世代育成対策推進法に基づき、本町の子育て支援の取組を総合的に推進するために平成27年3月に策定された行動計画。

## #8 コミュニティ・スクール

→ 「学校運営協議会」を設置する学校。

教育委員会から任命された保護者や地域住民が、一定の権限を持って学校運営の基本方針を確認し、教育活動について意見を述べることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みをもった学校のこと。

## #9 国際バカロレア資格

→ スイスの財団法人「国際バカロレア機構」が定める教育課程を修了すると得られる国際的に認められる資格。

日本では1979年に大学入学に関し高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者として指定された。

## #10 GIGA スクール構想

→ 義務教育をうける児童生徒のために、一人一台の学習用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。

#### #11 教育のIT化

→ 情報通信技術を効果的に活用した教育を展開すること。

#### #12 OJT

→ 実務経験を積むことにより、業務上、必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法。On the Job Training(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の略。

#### #13 HSJプロジェクト

→ 油木高校ホップ・ステップ・ジャンプ・プロジェクトの略。

油木高校の魅力アップを図るため「油木高校を育てる会」が取組む事業計画。

「油木高校を育てる会」は油木高校を守り育てることを目的として、平成5年に油木高校関係者及び神石郡内の有志により組織された。

#### #14 スクールソーシャルワーカー

→ 生活環境に課題のある児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援をはかるため学校、家庭と専門機関等との連携支援を行う専門職。

#### #15 親プロ

→ 家庭の教育力の向上を目指して、「親の力」を学びあう学習プログラムの略。ファシリテーター(講師)の進行により、ゲームや話し合いをしながら、子育てに関し、親が自ら気づき学ぶことができる力を高めていく学習形式。

#### #16 ブックスタート

→ 乳児健診などの機会に、絵本を媒介として、乳児と親子等がふれあいを深め、赤ちゃんの言葉と心を育むための取組。

#### #17 ニュースポーツ

→ 20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツ。勝敗にこだわらず、レクリエーションに主眼をおいたスポーツをいう。スナッグゴルフ、ペタンクなど。

#### #18 ヒューマンフェスタ

→ 総合的な人権啓発イベント。

(目的及び設置)

第1条 平成29年3月に策定した「神石高原町教育振興計画（平成29年度～36年度）」について、中間時の施策検証を行うにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、神石高原町教育行政施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本委員会の委員は、次に掲げる者のうちから神石高原町教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育委員 2名
- (2) 学校代表 2名（小・中学校各1名）
- (3) PTA連合会 2名（小・中学校各1名）
- (4) 学識経験者 若干名

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から、令和3年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、委員長の任務を代理する。

(報償費)

第6条 会議に出席した委員には、1回あたり6,000円の謝礼を支給することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、神石高原町教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 告示の施行後、最初に開催される委員会の招集は、第5条の規定にかかわらず、神石高原町教育委員会が行う。

神石高原町教育行政施策策定委員会委員名簿

委員長	古屋本元	社会教育委員
副委員長	爲平祐司	学校代表（神石小学校長）
委員	岡崎博治	学校代表（三和中学校長）
委員	小坂芙美	社会教育委員
委員	羽場修一	神石郡 PTA 連合会会長（豊松小学校 PTA 会長）
委員	大本優	神石郡 PTA 連合会副会長（三和中学校 PTA 会長）
委員	次重寛禧	学識経験者

庶務担当部局（神石高原町教育委員会事務局）

馬屋原健治	教育長
矢川利幸	まちづくり推進課長
砂田香代子	教育課長
政宗賢治	教育課調整監
吉田浩子	教育課課長補佐